

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

◇監査公告 昭和三十四年度にかかる鳥取土木出張  
所等の定期監査の結果公表

## 監査公告

### 鳥取県監査公告第十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十  
九条の規定に基づき、昭和三十四年度にかかる次の機関  
の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表  
する。

昭和三十五年十二月十日

鳥取県監査委員	松本利治
同	荻原治郎
同	井上善一郎
同	戸田俊巳

執行箇所	現地	監査日
鳥取土木出張所	昭和三十五年二月	自十七日
郡家	同	自十八日
倉吉	同	自十九日
米子	同	自二十日
根雨	同	自二十四日
根雨	同	自四日

定期	監査日
昭和三十五年七月	自二十九日
同	自七
同	自九
同	自十八
同	自十三
同	自十一
同	自二十四

## 土木出張所

昭和三十四年度にかかる各土木出張所の監査は昨年九月の伊勢湾台風により、県下一円にわたり堤防の決壊、道路の損壊、橋梁の流失等甚大な被害をうけ、その総額は二十三億円を超えこれが復旧に全力を傾注され応急対策を施行中であつたので、本年度はとくにこの災害復旧工事に重点をおき、本春二月から三月にかけて延べ十五日間工事の適正執行とその進捗状況について中間的現地監査を実施し、さらに、この結果をもとに今回の定期監査を執行した。

今次災害発生をみるや県は、もつとも被害の甚大であつた河内川、加勢蛇川流域には災害復旧事務所を設置する等、機を失せず現地機関の復旧体制を整え、これが復旧に当つては単に原形復旧にとどめることなく、再度災害防止の観点から良くこの緊急用務を処理し、初年度において復旧全体計画の二六%を完遂し、引続き債務負担行為による次年度以降の工事に着手し鋭意努力されてきたことに対し敬意を表するものである。

とくに、今次災害は堤防決壊による交通網の遮断、農地の流失、農業用施設の損壊等近年稀な災害であつただけに、復旧事業の施工過程においては農林災害復旧事業との関連性が多く、これらの調整の問題、請負業者の施工能力、技術担当職員の手不足等困難の面があつたけれども、県の復旧計画に基づき事業は順調に進捗したものと認められる。

また一般公共土木事業は災害復旧に主力が置かれたため、若干工期の遅延したものがあつたが、災害によつて工事用資材運搬不能その他用地買収の難行等に起因し翌年度に一部繰越したもののほか概ね年度内に完了していった。

次に各種工事の施工監督、その他管理事務については後述するように留意改善を要する事項が少くなく、またこれらの事項のうちには県において処理方針を決定し、適正処理せしめる要が認められる。

なお、各所共通的細部事項は概ね次のとおりである。

## 共通的事項

## 一 災害復旧事業について

昭和三十四年発生にかかる災害査定総額は建設、港湾災害で二十三億五千万円、道路、河川災害関連事業二億一百万円、その他単県災害等を併せ考慮すれば実に二十九億円に及びこのうち建設災害復旧計画は、初年度二六、次年度四五、三年度二五、四年度四の割合で見込み、本年度は六億二千万円の予算措置と二億二千万円の予算外義務負担によつて概ね計画どおり実施しているものと認められる。

なお、このほか港湾災害費八百五十万円、災害関連費三千五百万円、単県災害費一億一千五百円等が措置されたが、このうち港湾災害は施工適期その他天候等に起因し一部を翌年度に繰越したもののほか概ね予定どおり完工していた。

二年次以降残工事の早期着手については一配慮されたい。

## 二 一般公共事業について

## 本年度予算計上された公共事業費(単県事業含む)

は災害復旧事業費を除き十億五千三百余万円で、前年度からの繰越額一千四百余万円を含め年度内完工を目途に鋭意努力されてきたが、既述したように今次災害の影響によつて施工工事のうち一部に手もどりその他交通途絶等によつて工事用資材運搬不能のため、年度内完工が得られなかつたため三千二百余万円の事業費を翌年度繰越としたもののほか、若干工期がズレたものがあつたけれども概ね予定どおり完工していた。

次に、ここ数年の土木事業費は毎年災害復旧事業費を含め十億円前後であつたものが、本年度は勢い災害によつて一躍十九億円を突破し、近年にない事業量となつたため建設事業者の請負能力その他内部執行体制等に一時危惧されたけれども、既述したように概ね計画どおり諸事業を完遂されたことは結構である。しかしながら、これらの土木施設の整備改善に当つては今次災害の結果をもとに、さらに、行財政効率の見地から施工適期、緩急度、経済効果等充分勘案検討を加

えるとともに、とくに道路の経済性等については格別の配意が必要と認められる。

### 三 河川総合改修と砂防事業について

河川改良事業及び災害防除事業は毎年局部計画によって施工されているに過ぎず、県下河川の総合的改修計画策定緊急性については過去数回にわたり要望してきた処であるが、今次災害にかんがみその必要性をますます痛感する。

また砂防工事においても設計及び施工方法等技術面に種種検討を要する点を残しているこれら貴重な資料をもとに総合的かつ、計画的改良事業を急務するとともに一面国直轄区域の拡大と予算の重点配分につき国に要請することが望まれる。

次に今次災害によつて各河川溪流の立木除去その他河床整理を必要とする箇所が相当見受けられるので、予算的措置をし、とくに整理を急ぐ必要がある。

なお、河床堤防及び砂防堰堤修繕費(単県)は年間六百万円程度であるが、これが増額考慮についても配

意が望まれる。

### 四 道路橋梁改修事業費について

本年度単県改修事業費は一億円であつてこのうち、人件費等一千二百余万円を除き改修費は二千一百余万円、修繕費は六千五百余万円で、逐年増額されているが、この内容を検討すると改修計画と効率的執行になお、創意工夫の要がある。ことに機械力の活用、道路手の技術的督励、愛護団体との協力、その他砂利等購入資材の配分等に一段の計画性を持たせ、事業効果との作業能率の昂揚に一層留意を要する。

また、単県工事は災害復旧との関係もあつて起工が著しく遅れていたため、早期着工についてはとくに配意されたい。

### 五 工事の設計変更について

一般に設計変更の手續が遅れ現場指示によつて施工され、事後設計組替えに多くの日時を要している傾向がある。もつとも今次災害によつて人手不足と緊急施工を要したため、事前調査の不充分、その他耕地災害

等との関連性もあつて一部にはやむを得なかつたとも認められるが、他面予算の調整等に起因したのもも可成りあつたので、この点今後一層慎重を期されたい。

また、設計変更には内容、金額の多少を問わず本庁に承認を求められているが、軽微なもの等については所長権限で処理でき得るよう措置の要がある。

### 六 工事の施工監督について

既述したように本年度土木工事は災害によつて近年にない甚大な箇所となり、現地機関の現場監督面はまねに見る手薄の状態を続けたが、努めて本庁担当課の協力と業者への良心的施工指示によつて、とくに、不良と目される工事はなかつたが、なお、(一)現場監督の徹底を欠いた憾は免れ得なかつた。(二)ために工期の遅延したものが少くなかつた。(三)請負業者によつて施工程度に可成りの差異があつた等が挙げられたので、今後現場監督体制の強化には充分留意が必要である。

なお、今後の工事施工について次の点留意されたい。

(混泥土工)

1 今次災害工事はすべて石工と混泥土工事が主であつたが、とくに堤防護岸復旧の練石積施工で積石が不揃いのため積方不良のもの、あるいは控えの足りないものが可成りあつた。

また、裏込票石の不充分のものあるいは裏込コンクリートの不足と裏型枠を使用しないまま施工していたのが可成りあつた。

2 セメントと骨材の現場配合及び練り合せが不充分で中にはセメントの容積配合すら実施していない箇所が可成りあつた。

3 混泥土工のつき固めに入念を欠いていたもの、養生の不充分によつて降雨に洗われ硬度数値が低いと思われるものがあつた。

4 大山水系の粗骨材は安山岩で比重が極めて軽く、吸水性に富んでいるため混泥土としての効用を著しく減じているので、骨材の適合性等につき検討の余地がある。

5 基礎工における擁壁施工及び根固め十字ブロック

築造の場合水替不充分のまま施工中のものが可成り多く見受けられた。

6 舗装新設工事で箇所によつて優劣が認められるので工法及び施工監督に一層留意の要がある。

(道路工)

1 盛土の高い場合におけるつき固め経費は、設計上若干計上されているが僅少のためほとんどが自然展圧によつている。また基礎工事を嚴重に施工することは、経済的に極めて大きい影響を及ぼすものと考えられるが、施工延長に重点が注がれこの面の工夫が足りないため施工後の損傷が甚しい。

2 暗渠管経と埋設深度、巻立土の有無、地盤の状況及び交通量等について設計上さらに留意する要がある。

3 盛土の法面に良質の土を用いることなく踏締めも十分行われていないため、降雨等により著しく崩壊している箇所がある。

(砂防工)

1 工事後の残土、碎石を河積内に残している箇所が多い、河川への土砂の流入は極力防止するよう監督上留意を要する。

(直営事務)

1 道路改良事業等で本工費のうち一部直営施工としていたものがあつたが、請負に附した主体工が著しく遅れ年度内に直営施工が困難と思われるものは期を失せず請負工事に切換えるよう留意すべきである。

2 セメント官給による場合、資材の出納、人夫賃その他諸経費の整理を直営施工による諸帳簿を作成している事務所とこの直営形式をとっていない所があり、その処理が区區であるので事務処理の合理化につき主務課で統一を図る要がある。

(監督事務)

1 前回指摘した事項のうち請負業者から作業日報を徴することについては、大方の事務所が採用されたことは良い傾向であるが、いまだ全工事箇所ご

とに徴する段階に到つていない。日報提出を求め、たえずその進捗状況を確認し抜打的監督に資するよう一層徹底を期せしめることが必要である。

2 現場監督日誌の整備保存については、工種によっては整備保存されているものもあるが今なお無関心のものが多い。県で様式を統一するかまたは、前記日報制度を兼用せしめるか等考究し監督責任の所在を明確にすることが望まれる。

3 公共事業に対するセメント資材は本年度から官給としているが、これが出納状況は形式的に処理されている。

また、購入に当つては中味単価により購入し空袋はセメント業者に返還することになつてはいるが、実績は余りかんばしくないのが励行に努め出納の明確化と中味単価の引下げ及び監督の徹底に資されたい。

4 臨時的雇用の補助監督員に対し監督要領の徹底、技術的研修の実施等について配意の要がある。

5 請負業者によつては工事の施工程度に可成りの差異が認められるので、施工及び出来形採点等に充分留意し今後の入札及び格付等参考に資するよう配意が望まれる。

七 機動力の整備について

今次災害によつて各所共現場用ジープ、單車等が若干増置されたが、まだ完全とは認められない。逐次整備し監督事務の能率化を期する要がある。

また、現有トラックのうち老朽化し著しく作業能力の低下したものの更新とその他建設機械類の整備についても配意の要がある。

八 出納その他事務について

1 具有機械類を請負業者に提供し使用せしめる場合、その経費を設計上借上損料で計上している場合と機械の回送費のみ計上している場合がある。具有機械を貸与使用せしめた場合の措置について考究が望まれる。

2 道路占用、河川堤塘、物掲場使用許可事務については各所とも研究されつつあるが、なお占用期間満

了のものに対する更新手続の未了のもの、台帳からみると無断使用の形となつて放置されているものが相当件数あるので、使用者の指導に努め許可事務の適正を期すべきである。

なお、更新手続を行わず長年にわたつて放置しているものに対する調査については、道路手、河川管理員等をして協力せしめ管理の万全を期されたい。

3 河川生産物の払下げ事務は事業量の増大とともに件数、数量とも増加し、その売払代金は五百万円にものぼり逐年増こうしているが、これが事務処理に当つては願出から採取現場の確認までは慎重に行なわれているようであるが、爾後における採取数量の確認については徹底を欠き、当初願出数量によつて採取料金を算定しているがごときこの許可手続と料金定等に考究の余地が認められる。

また、無断採取の取締強化、その他売払代金の未納整理等について一層厳を要すべきである。

4 屋外広告物の取締りについては各所とも一層努力

の要が認められる。なお、これが条例の改正についても考究の余地がある。

5 用地買収に伴なう登記事務の促進と公共施設の廃整理については、毎回指摘しているが充分でない早期整理に努力されたい。

なお、買収用地の年度別台帳整備については各所区別の整備状況であるので、本庁主務課は様式を統一し万全を期せしめる要がある。

6 橋梁架換に伴なう古材が現場に野積のまま放置されているものが可成り現地監査の際に見受けられた。また、この古材の活用については補修用に使されたものは極めて少量で多く薪用として処分されているが、極力補修材料として備蓄し活用することにつき配意が必要である。

7 トラック器具等の修繕に当つては見積書を徴して執行しているが、さらに、事前審査の励行に努めるとともに予算執行に十分な配慮を望む。

8 自動車用燃料は各所とも伝票購入としているが、

年度区分発注数量の確認等はさらに、徹底を期するとともに消費規正につき格別の配慮を要する。

9 感光紙等事務用品の購入管理に当つては受払的確に記録整備し常時実態は、あくに努めること。

10 監督補助者等臨時任用職員に対する日額旅費はい、ぜんとして考慮されていないが、県は実費弁償出来

得るよう考究措置の要がある。

11 備品類の実数確認はさらに、徹底を期する要がある。また、使用不能となつているもので未処分のまま放置しているものがあつたので適切なる処分を要する。

鳥取土木出張所

一 工事の執行状況

工事	箇所	事業費
道路改良工事	三	一一、〇〇〇
橋梁架換工事	三	一九、八一四
道路特殊改良工事	六	一〇、九六〇
道路特別整備工事	二	一五、二〇〇
舗装新設工事	二	一三、〇二〇
舗装補修工事	二	六、〇〇〇
舗装(三種)工事	一	一、四五〇
雪害防止工事	二	六、九一二

(単位千円) 翌年度繰越額

一、八九〇
三、三三〇
七〇〇
一、九四〇

街路工事	四	(一、五二二)
河川改良工事	四	一六、一一〇
河川災害防除工事	四	一八、七一〇
特別失対河川工事	二	七、九一〇
港湾工事	一	四、一〇〇
港湾局部改良工事	一	一三、〇〇〇
漁港修築工事	一	一〇、九〇〇
砂防工事	八	一五、五七三
災害関連道路工事	一	一、六二六
災害関連河川工事	四	四三、七九七
災害復旧工事	五	三〇二、五七〇
過年度災害	五	五、六〇四
現年度災害	二一〇	二八六、一七〇
漁港災害	七	一〇、七九六
単県工事	一〇九	四五、五三二
一般事	三一九	一〇、三三〇
災害	三一九	三五、二〇二
		一一一、二六〇
		二、一〇〇
		一、三〇〇

失業対策事業(管内一円)

合計

(一) 内昭和三十三年度繰越分

一一、四四一  
五七九、六二五  
(一、五二二)

以上本年度各種工事は災害工事のうち予算外義務負担のものと、災害によつて施工困難その他用地買収難行等により翌年度に繰越したもののほか公共事業は概ね年度内に完了していたが、単県工事のうちにはいまだ施工中のものがあつた。

二 道路橋梁補修については過去の実績等分析検討し補修計画の樹立、その他経費の効率的執行に配慮されているけれども、補修用資材及びトラックの作業積込人夫等の総合配分に欠けている面があるので、さらに検討を加え一般失業対策事業による補修関係人員、資材配分等の関連性をも考え総合企画と効率的執行に配慮が望まれる。

なお、浦富、浜村駐在所管内との修繕費の配分等についてさらさら検討されたい。

三 内部組織及び係業務の相互調整については、さらに検討を加え行政効率の向上に配慮されたい。ことに、管理係事務と庶務及び工務関係との関連性が良くとれていない面がある。

また、河内川災害復旧事務所との相互連絡等についても十分に配慮が必要である。

四 経理出納その他事務処理につき次の点留意検討されたい。

1 鳥取市内におけるアーケードの占用料(昭和三十四年度分)が未調定となつていたが、調定処理すべきである。

2 未収金二、〇七一、五六三円のうち鳥取市内におけるアーケード占用料一、六七四、六五〇円(昭和二十八年年度より昭和三十三年度分まで)があり、こ

郡家土木出張所

工 事 別 箇所 事業 費

道路改良工事 五 三六、二四〇

〃 (一) 六四一

橋梁架換工事 五 三五、六三三

舗装新設工事 三 一六、三八一

道路特殊改良工事 五 一六、〇八〇

道路特別整備工事 一 一、〇〇〇

街路工事 二 七、八六〇

河川改良工事 一 三、五〇〇

一、五六〇

(単位千円)

翌年度繰越額 四、二四二

五、二九五

3 河川生産物の採取許可事務はさらに、慎重を期するとともに未許可採取に対する河川監視の徹底と未

4 国有水面使用のうち未許可使用のものが相当数あるので現地調査の徹底を期する必要がある。

5 備品類の現物照合はさらに、徹底を期するとともに使用不能と目される備品は早期処理を要する。

それが早期解決については毎回指摘しているが、県は早期に解決策を講ずべきである。また、河川生産物の処分に伴なうものが二三六、五九〇円あるので早期収納につき格別の創意工夫を要する。

測定となつていているものの早期処理につき格別の努力を要する。

砂防工事	九	一四、四二五	七〇〇
災害復旧工事	一三	四二、五四七	
過年度災害	四九	四、八三八	
現年度災害	一	三七、〇九八	
災害関連工事	一	六一一	
単 県 工 事	一二九	二三、七七〇	
一 般	一二九	九、六四六	
災 害	一六二	一四、一二四	
合 計		一九七、三八六	一一、七九七
		(一、六四一)	

(一) 内昭和三十三年繰越額

以上本年度各種工事は災害工事のうち予算外義務負担分となつたものと、一部災害によつて工事現場までの交通不能その他用地買収難行等により翌年度に繰越したもののほか、公共事業は概ね年度内完了したが、単県工事のうちにはいまだ施工中のものがあつた。

二 補修関係については過去の実績等を検討し効率的執行に配慮されているが、さらに、計画樹立に当つては

総合企画のもとに綿密に樹てる要がある。

ことに、砂利等購入資材の配分、時期及び直営採取と愛護団体等の協力によるトラックの稼働能率の向上さらには機械力の活用、道路手の督励等には一層の配意が必要である。

なお、橋梁架換に伴なう古材の出納記録は厳重に処理すべきである。

三 経理出納その他事務処理につき次の点留意検討されたい。

- 1 河川監視人の巡視状況は明確に記録整備すること。
- 2 河川生産物採取許可申請が採取実態と相違しているもの、未許可採取のもの等が可成りあつたのでこ

れが取締は厳を要する。

なお、調定洩れものを翌年度調定としているが、年度区分等に留意を要する。

- 3 自動車用燃料の年度末における実態は、あくは的確に記録すること。

倉 吉 土 木 出 張 所	一 工事の執行状況	簡所 事 業 費	翌年度繰越額
工 事 別	道 路 改 良 工 事	七	四七、八二〇
道 路 特 殊 改 良 工 事	〃	(一)	(六五二)
舗 装 新 設 工 事		三	四、五〇〇
舗 装 (三 種) 工 事		四	一三、九八〇
舗 装 補 修 工 事		三	六、三四〇
雪 害 防 止 工 事		一	二、〇〇〇
橋 梁 架 換 工 事		二	四、〇〇〇
街 路 工 事		四	三四、三二四
		二	二二、二三〇
			二、八二〇

河川改良工事	二	二〇、八〇〇
河川局部改良工事	三	六、〇一〇
港湾工事	二	一〇、〇〇〇
砂防工事	八	一九、二九三
災害関連橋梁架換工事	二	二五、二二七
河川堤防災害関連工事	三	三四、八四八
災害復旧工事	七	二六八、六四七
過年度災害	七	一〇、八四七
現年度災害	一六七	二五七、八〇〇
単 県 工 事		(八四、〇〇〇債務負担含む)
一 般 事	八四	三八、六七五
災 害	二二九	一〇、四九八
		二八、一七七
合 計		五五八、七〇三
		(六五一)
		六、四二〇

( ) 内は昭和三十三年度繰越分

以上本年度各種工事は災害工事のうち予算外義務負担分となつたものと一部翌年度に繰越したもののほか、概ね年度内に完了していたものと認めた。

二 加勢蛇川災害復旧事務所との有機的連けいについては遺憾のないよう期されたい。

三 道路橋梁補修計画については種種工夫されてきたが、



さらに、道路手の督励、補修用トラックの能率的配車と購入砂利等資材の配分、積込人夫等の統合企画のもとに修繕費の効率的執行に配慮が必要である。

また、計画樹立と執行に当つては過去の実績を比較検討し作業能率の向上に配慮が望ましい。

なお、砂利等資材の検収、出納記録及び橋梁架換に伴なう古材の保管出納については一層厳を期すべきである。

四 経理出納その他事務処理につき次の点留意検討されたい。

1 道路占用、堤塘物揚場使用許可事務のうち期限経過後のものが相当件数あり、なかでも数年前に期限の経過しているものがそのまま放置されている実状であるので、実態調査の上的確なる措置をすべきである。

2 各種の調定事務処理が遅れており未調定のものも相当あるようであつたので、収入基礎の的確なるは、あくに努め事務の早期処理と取扱いの厳正につき

徹底を期すべきである。

3 国有土地、水面使用許可事務のうち期限経過後のもの、未許可使用のもの等が多く、ことに調定事務は著しく遅れており昭和三十四年度分は全額未調定となつている実状であるので、的確なる処理方針を樹て早期処理を期すべきである。

4 未収金一三四、二五六円は早期収納せられたい。

5 各種備品機械類の修繕、自動車用燃料等の債務負担行為に当つては、さらに、実態は、あくに努めるとともにこれが執行運営につき遺漏なきを期されたい。

なお、事務用消耗品の受払及び管理状況のは、あく、並びに備品類の台帳照合等についても十分な配慮を要する。

米子土木出張所

一 工事の執行状況

工 事 別	箇所	事業費
道路改良工事	四	二九、〇〇〇
道路特殊改良工事	四	一〇、七〇〇
道路特別整備工事	二	二、〇〇〇
雪害防止工事	一	二、〇九〇
橋梁架換工事	三	五二、九四〇
舗装新設工事	九	五一、九一〇
海岸浸蝕対策工事	一	一四、八〇〇
海岸局部改良工事	一	三、〇〇〇
河川改良工事	一	一三、五〇〇
河川局部改良工事	三	六、三一〇
街路工事	二	一七、四〇〇
砂防工事	一三	三三、八九一
港湾改修工事	一	二、五〇〇
緊急矢対事業	一	一三、三三五
漁港修築工事	一	一八、〇〇〇

(単位千円) 翌年度繰越額

六四六



砂防工事	九	二二、九四六
災害復旧工事	一五	三〇、五二三
道路	三	四、三七五
(過年災)		
河川	二	一、二四〇
橋梁	一八	七一〇
砂防	一	一三、五五四
〃	八	六、〇二八
過年災	一	二一四
道路災害関連工事	一	四、四〇二
単県工事	八八	二二、一八五
一般	八	八、五六八
災害	一二七	一三、六一七
合計		一五六、六九〇
		(四四九)
		一、四二六

( ) は昭和三十三年三度繰越工事  
 以上本年度工事のうち道路特殊改良工事の一部が災害により、現場まで交通不能のため、翌年度に繰越したもののほか、公共事業は年度内に完了していた。し

かし単県工事のうちには監査当時まだ施行中の箇所があつた。  
 二 道路橋梁補修計画については配意されているけれど

- も、購入砂利の出納と直営採取及び道路愛護団体の協力によるものの数量は、あく、一層明確を期しておくことが望まれる。
  - また、購入砂利の検収方法についても一層厳正を期されたい。
  - 三 道路補修用トラックの稼動状況その他道路手等の作業能率向上について、さらに検討考慮されたい。
  - 四 用地買収その他地元提供による道路用地の整理は土地台帳によつて整備されていたことは他所に比し良好である。
  - 五 経理出納その他事務処理につき次の点検討されたい。
- 1 道路、河川敷占用のうち実態は、あく、のなされていないものがあつたので、現地調査の上許可台帳の整備を要する。
  - 2 備品費、修繕費、燃料費等の支出に当つては実態確認の徹底を図り消費規正に十分の配意を要する。